

市町村民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

付印 受 21

整理番号

平成 年 月 日 提出

市(区)町村長殿

給与支払者 (氏名) 所在地 (住所)

給与支払者 (氏名) 所在地 (住所)

担当 氏名 電話

係 20年度 特別徴収指定番号 21年度 特別徴収指定番号 個人番号

1月1日以降退職時までの給与支払額 円

給与所得者	フリガナ	氏名	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
現 在	1月1日			円	月分まで 円	月分まで 円	年 月 日	1 転退職 2 欠勤 3 欠勤 4 欠勤 5 欠勤 6 その他	1 特別徴収 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	円
異動後										円

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

所在地 〒 特別徴収指定番号 (電話) - -)

新しい給与支払者(特別徴収義務者) 名称

左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収しよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの印	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)

旧特別徴収処理欄	20年度	21年度
1 特別徴収義務者(区)を変更	月分以降の月割額は	月分以降の月割額は
2 普通徴収へ切替		
3 一括徴収		
4 その他		
1 特別徴収義務者(区)を変更		
2 普通徴収へ切替		
3 一括徴収		
4 その他		

あつても、必ず残税額をまとめて徴収してください。退職の日が一月一日から四月三十日までの間は、本人からの印がない場合で

注意

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市(区)町村へ提出してください。
- この用紙はノーカーボン紙で3部複写になっておりますので、カーボンは不要です。3部複写されたものを3部とも提出してください。
- 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までには、支給の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までには給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。

一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に必要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合は、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

A	B	C	D	E	F

※退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。